

第 3 期 佐野市ひとり親家庭等 自立促進計画

(令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月)

令和 2 年 3 月

佐野市

はじめに

本市では、平成２２年３月に「佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」、平成２７年３月に「第２期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の誰もが安心して子育てができる環境、将来の本市を担う子どもたちが健やかに成長できる社会の構築を目指し、施策を展開してまいりました。



しかしながら、平成２８年の国民生活基礎調査における「子どもがいる現役世帯の貧困率」を見ると、「大人が一人」の世帯の貧困率は極めて高く、母子家庭・父子家庭及び寡婦のいわゆるひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。こうしたひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うことになり、経済面、生活面、心理面など保護者の負担が大きくなっています。

そこで本市では、引き続きひとり親家庭等への総合的な支援を進めていくために、これまでの取組の検証やひとり親家庭等を対象としたアンケート調査の結果を踏まえた「第３期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

本計画は『ひとり親家庭等の誰もが安心して暮らすことのできるまちさの』を基本理念に、「相談機能の充実」「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費確保に向けた支援」「経済的支援の充実」の５つの基本目標を掲げています。

今後は、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向け、関係機関の皆様と一緒に頑張って取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和２年３月

佐野市長 岡部 正英

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨等	
2	計画の位置づけと期間	
3	計画の策定体制	
第 2 章	ひとり親家庭等の現状と課題	5
1	ひとり親家庭等の現状	
2	ひとり親家庭等の生活実態	
3	第 2 期計画の評価と課題	
第 3 章	計画の概要	19
1	基本理念	
2	基本目標	
3	体系	
第 4 章	施策の展開	23
1	相談機能の充実	
2	子育て・生活支援の充実	
3	就業支援の充実	
4	養育費確保に向けた支援の充実	
5	経済的支援の充実	
第 5 章	計画の推進に向けて	29
1	計画の広報・啓発	
2	計画の進行管理	
3	関係機関等との連携・協力	
参考資料		31
1	佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会設置要綱	
2	佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱	
3	関係法令	
4	計画策定経過	

第 1 章

計画の策定にあたって



©佐野市

佐野ブランドキャラクター

さのまる

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 策定の趣旨

本市では、母子家庭・父子家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）の誰もが、現在そして将来にわたって自立し、いきいきと安心して暮らすことができるよう、平成 22 年 3 月に「佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」、27 年 3 月に「第 2 期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に取り組んできました。

この度、第 2 期計画が計画期間の終期を迎えるにあたり、令和 2 年度以降のひとり親家庭等を対象とした福祉施策推進の指針となる「第 3 期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画においては、国における法制度の改正、県における「とちぎ子ども・子育て支援プラン」（平成 27 年 3 月）の策定等を踏まえつつ、ひとり親家庭等の実態や施策ニーズの把握、第 2 期計画における実績・課題等の検証を行ったうえで、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、引き続き総合的・計画的に施策の展開を図っていきます。

■ ひとり親家庭等の支援に関する法制度の状況

平成 27 年 4 月	「生活困窮者自立支援法」施行
平成 27 年 12 月	「すくすくサポート・プロジェクト」策定
令和元年 9 月	「児童扶養手当法等の一部を改正する法律」施行

(2) 計画の対象

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、ひとり親家庭等を対象としています。本計画における用語の定義は以下のとおりです。

母子家庭	離婚、死別等により配偶者のいない女子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別等により配偶者のいない男子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭

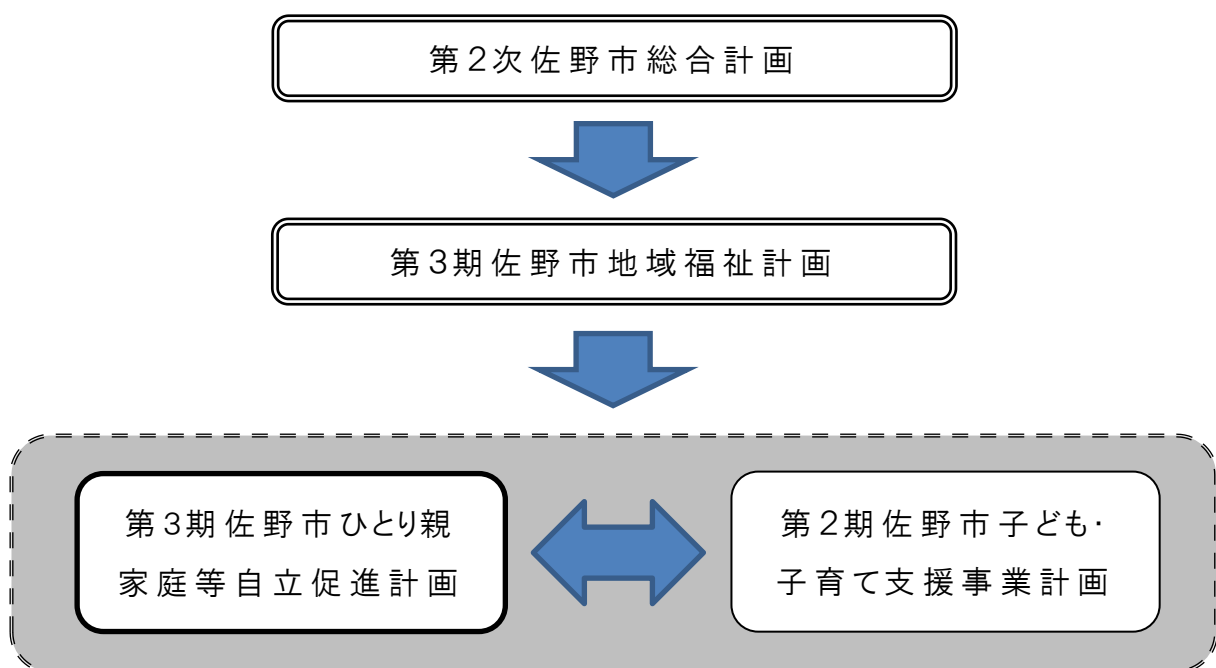
寡 婦	配偶者のいない女子で、かつて配偶者のいない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある方
ひ と り 親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひ と り 親 家 庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭・父子家庭及び寡婦

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」であり、ひとり親家庭等の自立支援を総合的に推進するための「基本計画」として位置づけるものです。

また、「第 2 次佐野市総合計画」、「第 3 期佐野市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する計画である「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図ります。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間とします。

平成 22 年度～ 26 年度	平成 27 年度～ 令和元年度	令和 2 年度～ 6 年度
佐野市ひとり親家庭等 自立促進計画	第 2 期佐野市ひとり親 家庭等自立促進計画	第 3 期佐野市ひとり親 家庭等自立促進計画

3 計画の策定体制

(1) 計画策定庁内委員会の設置

本計画の原案を作成するため、こども福祉部長を委員長、家庭児童相談室長を副委員長、関係各課の課長を委員として「佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会」を設置し、原案作成に向けた協議を進めました。

(2) 計画策定懇談会の設置

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等に対する施策のあり方を広く検討する場として、佐野市母子寡婦福祉連合会をはじめとする市民及び関係機関・団体の代表者等で構成される「佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会」を設置し、計画策定に関する意見を聴取しました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活の実態並びに支援のニーズを把握するため、市内のひとり親家庭等の世帯を対象に「第3期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の幅広い意見を募集するため、パブリック・コメント（令和2年2月19日～3月19日）を実施しました。

第 2 章

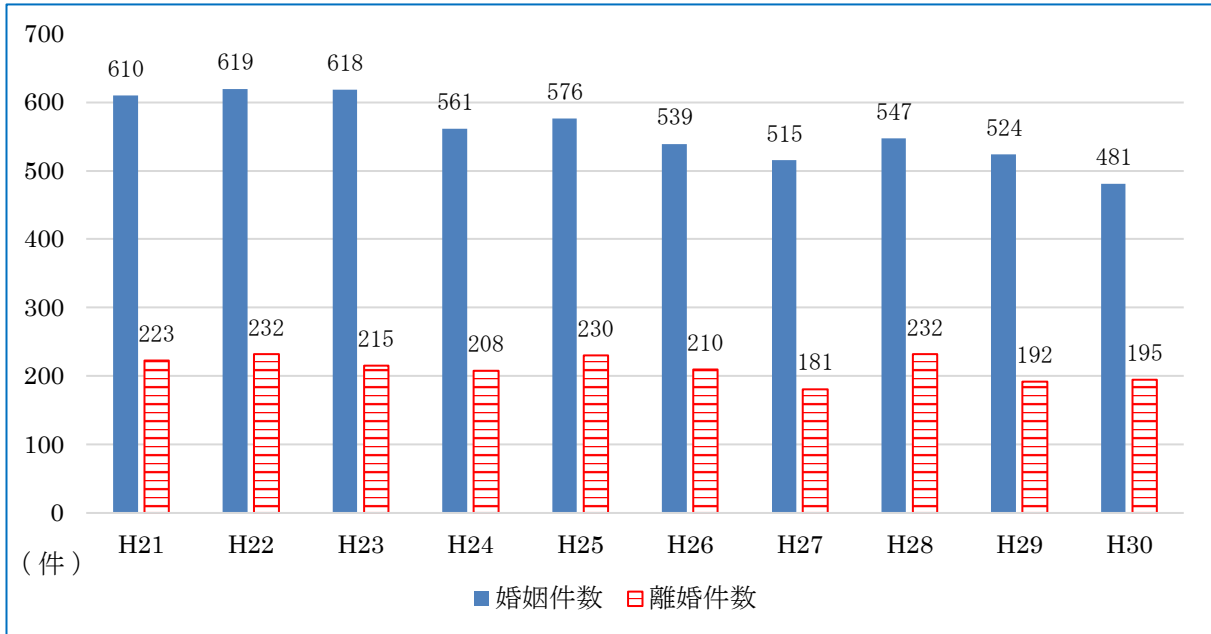
ひとり親家庭等の現状と課題



第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

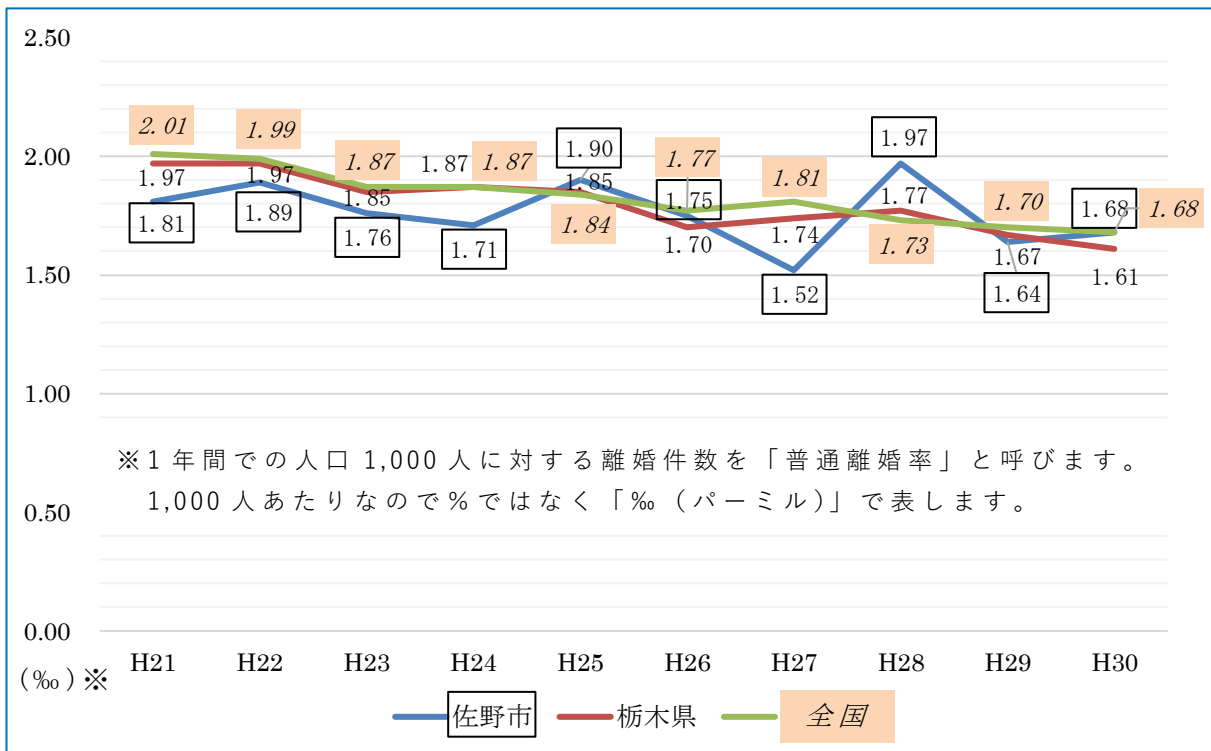
1 ひとり親家庭等の現状

(1) 婚姻・離婚件数の推移



「佐野市統計書」のデータより作成

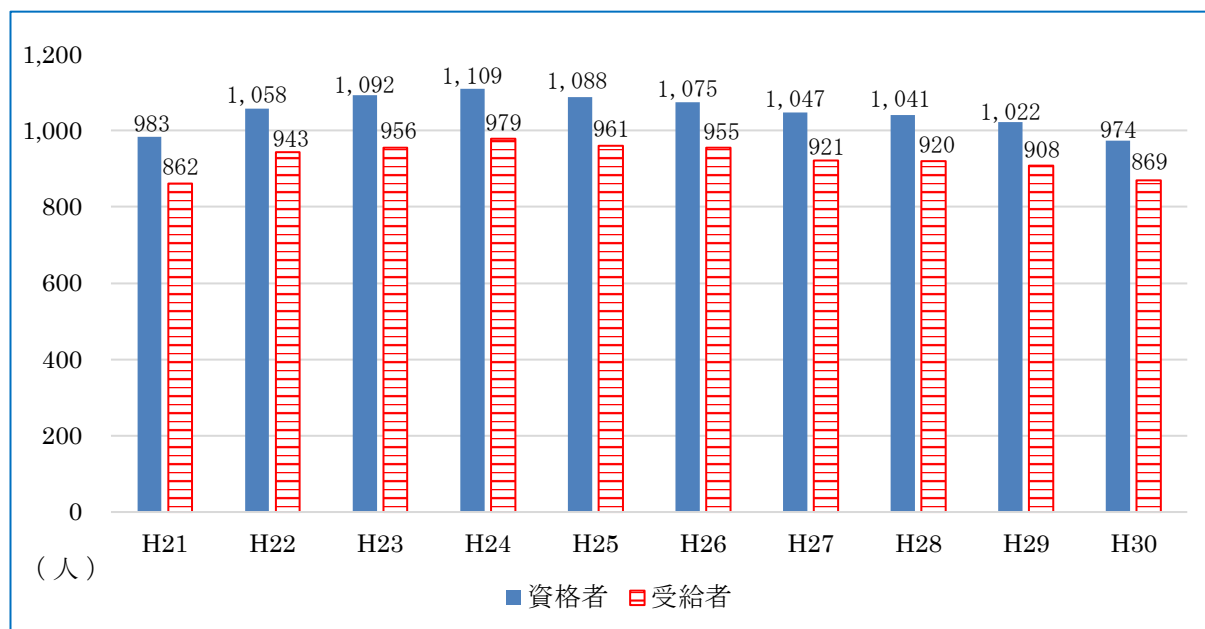
(2) 離婚率の推移



「佐野市統計書」、厚生労働省「人口動態調査」のデータより作成

(3) 児童扶養手当受給者数の推移

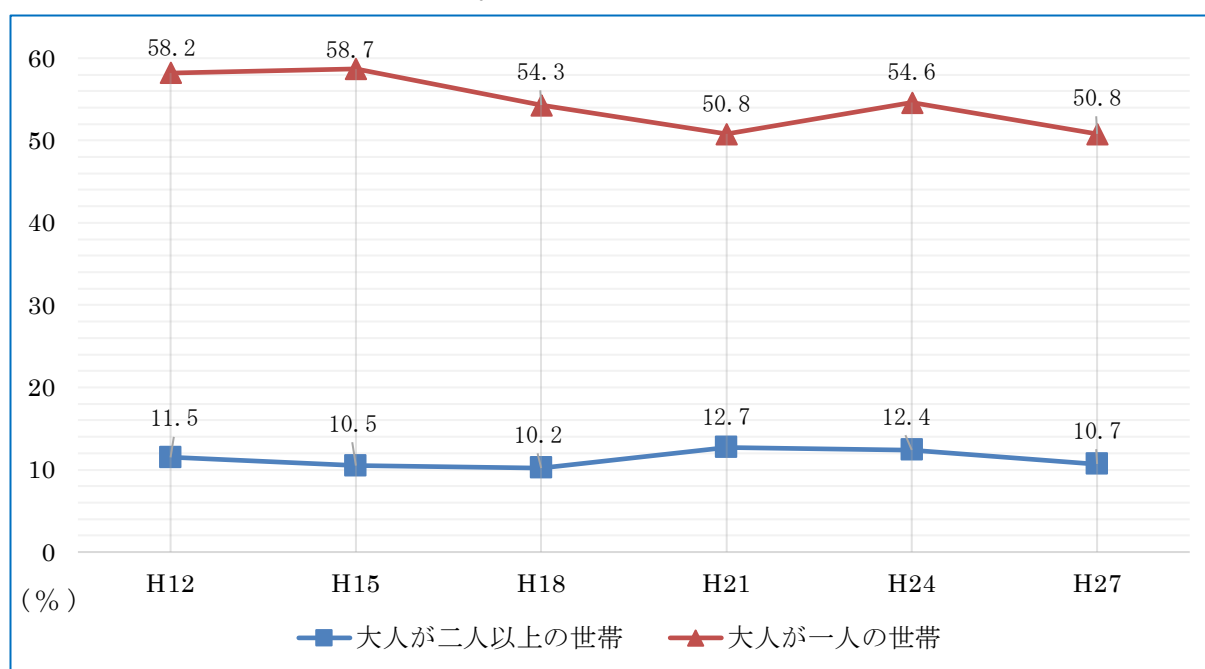
児童扶養手当の受給者数は、平成 22 年 8 月から父子家庭にも支給されるようになったことから大きく増加したものの、24 年をピークに減少しています。



こども課のデータより作成

(4) 子どもの相対的貧困率の推移

国民生活基礎調査による「子どもがいる現役世帯の貧困率」を見ると、「大人が二人以上の世帯」は 10.7%ですが、「大人が一人の世帯」は 50.8%と非常に高い水準となっています。



厚生労働省「国民生活基礎調査」のデータより作成

2 ひとり親家庭等の生活実態

(1) アンケート調査について

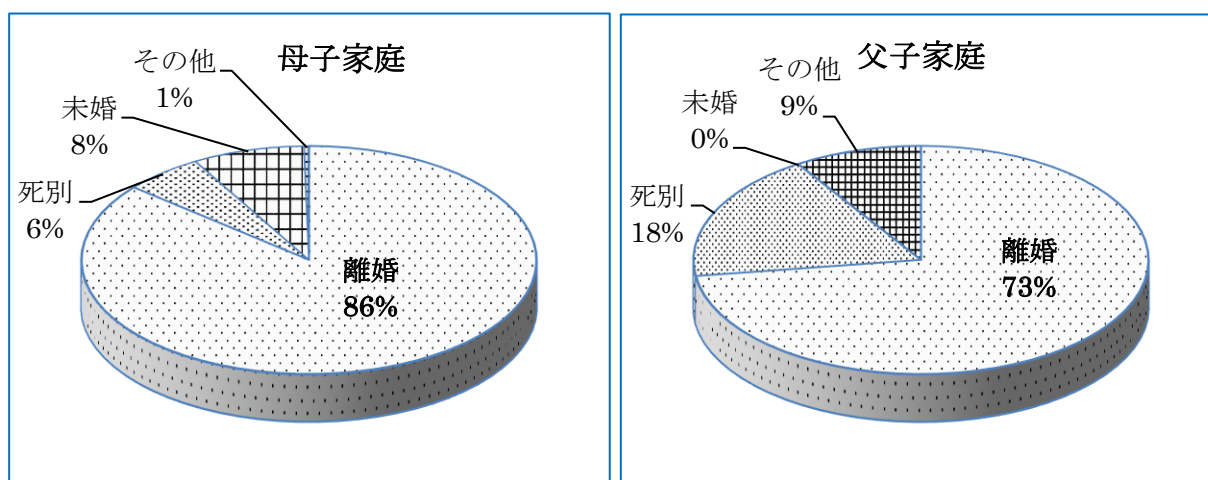
本計画の策定にあたり、市内のひとり親家庭等の世帯を対象に、家庭生活及び社会生活の実態並びに支援のニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象	ひとり親家庭：児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成対象者 寡婦：佐野市母子寡婦福祉連合会会員		
調査方法	ひとり親家庭：児童扶養手当現況届の案内通知に同封し郵送。現況届受付時に回収。 寡婦：佐野市母子寡婦福祉連合会の協力を得て会員へ配布、回収。		
調査期間	平成 30 年 8 月 1 日～31 日		
回収状況	配布数	回収数	回収率
	1,122	625（母子 588,父子 13,寡婦 24）	55.7%

(2) アンケート集計結果について

① ひとり親になった理由

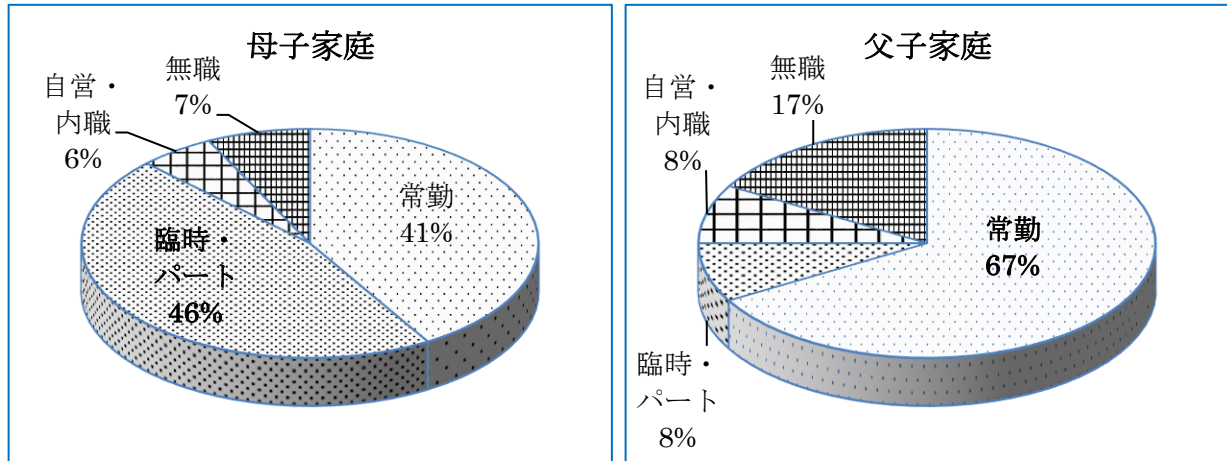
母子家庭では 86%、父子家庭では 73%と、「離婚」が最も多くなっています。



前回の調査では、母子家庭では 85%、父子家庭では 81%と、「離婚」が最も多くなっています。

② 就業状況

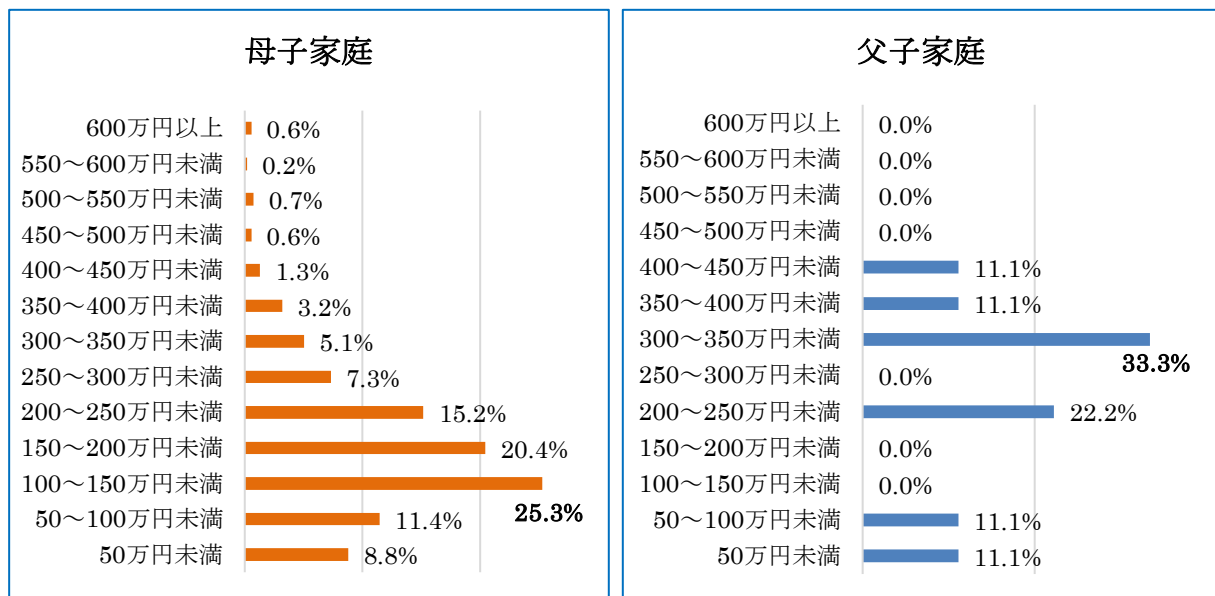
母子家庭では「臨時・パート」が46%、父子家庭では「常勤」が67%で最も多くなっています。



前回の調査では、母子家庭では「臨時・パート」が51%、父子家庭では「常勤」が47%で最も多くなっています。

③ 年間収入額

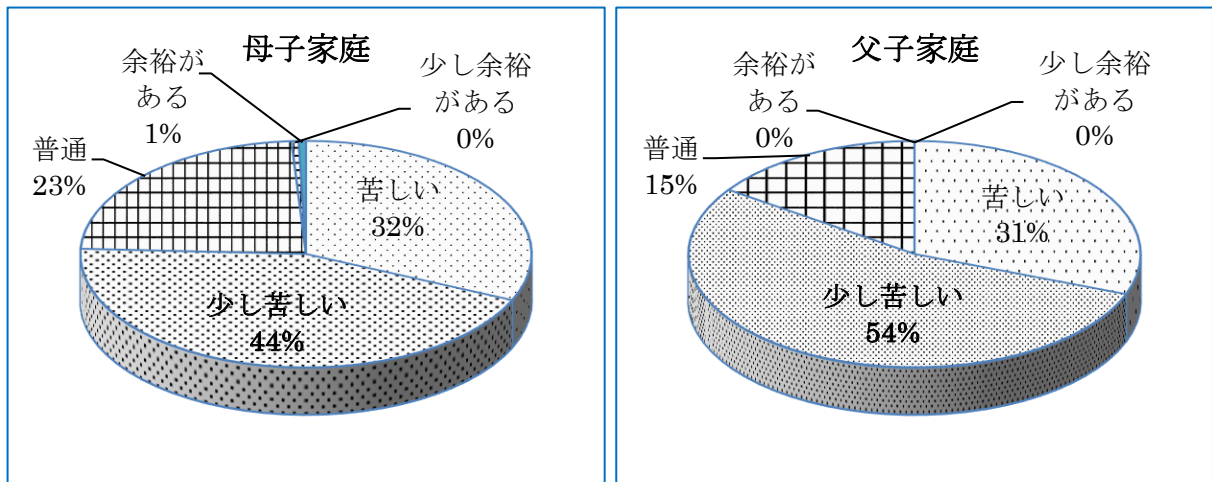
母子家庭では「100～150万円未満」が25.3%、父子家庭では「300～350万円未満」が33.3%で最も多くなっています。



前回の調査では、母子家庭では「100～150万円未満」が27.1%、父子家庭では「250～300万円未満」が20.5%で最も多くなっています。

④ 生活状況

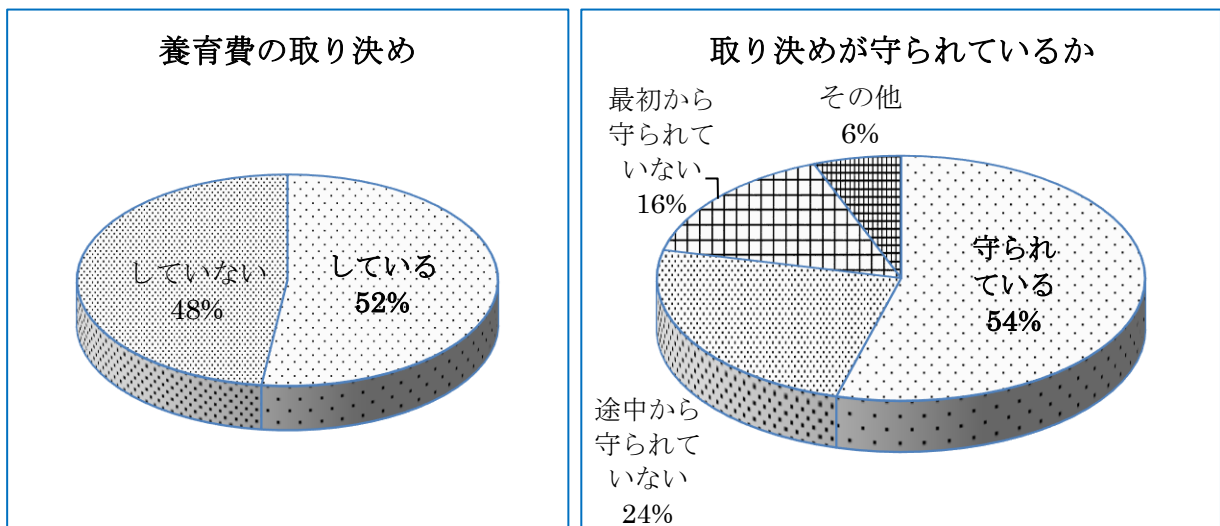
母子家庭では 76%、父子家庭では 85%が「苦しい」、「少し苦しい」と回答しています。



前回の調査では、母子家庭では 76%、父子家庭では 83%が「苦しい」、「少し苦しい」と回答しています。

⑤ 養育費の状況

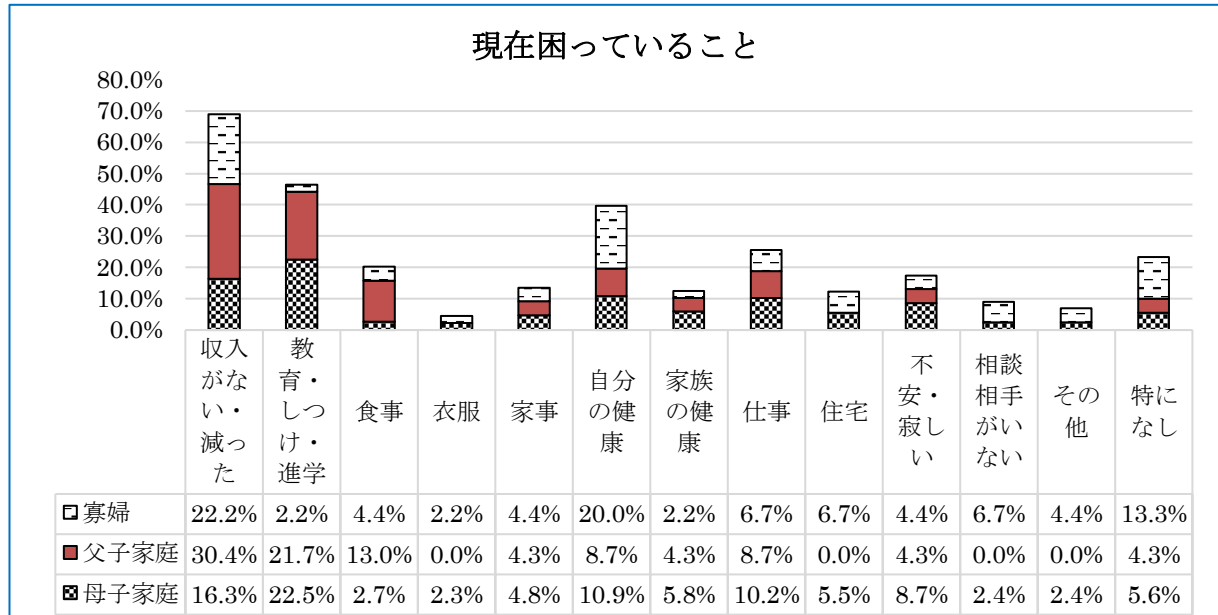
養育費の取り決めに「している」は 52%、そのうち取り決めが「守られている」は 54%となっています。



前回の調査では、養育費の取り決めに「している」は 46%、そのうち取り決めが「守られている」は 47%となっています。

⑥ 現在困っていること

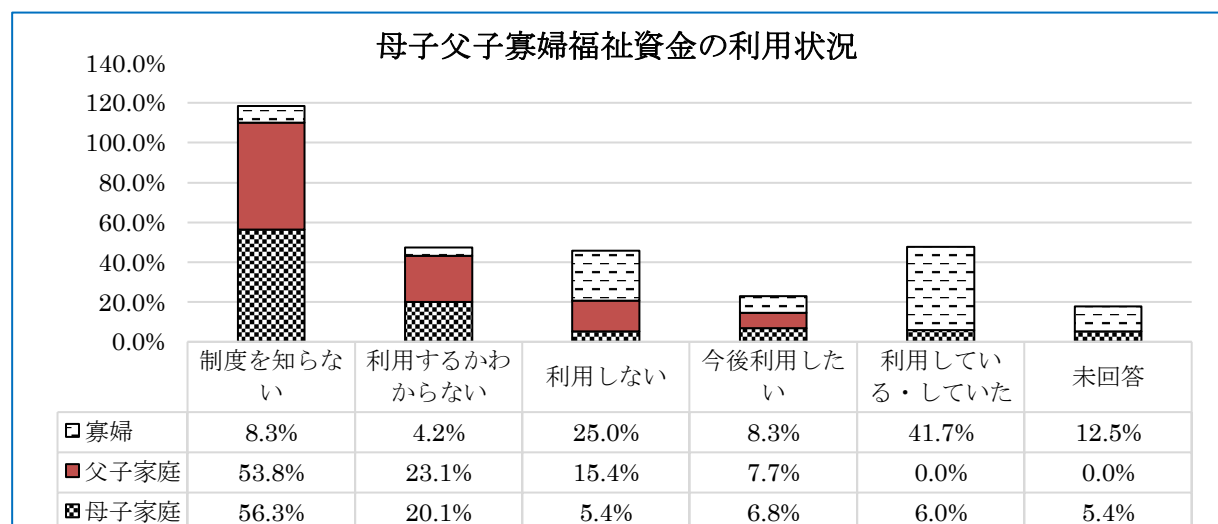
母子家庭では①「教育・しつけ・進学」、②「収入がない・減った」、③「自分の健康」、父子家庭では①「収入がない・減った」、②「教育・しつけ・進学」、③「食事」、寡婦では①「収入がない・減った」、②「自分の健康」、③「仕事」、「住宅」、「相談相手がない」の順となっています。



前回の調査では、母子家庭では①「教育・しつけ・進学」、②「収入がない・減った」、③「仕事」、父子家庭では①「収入がない・減った」、②「教育・しつけ・進学」、③「仕事」、寡婦では①「自分の健康」、②「収入がない・減った」、③「不安・寂しい」の順となっています。

⑦ 母子父子寡婦福祉資金の利用状況

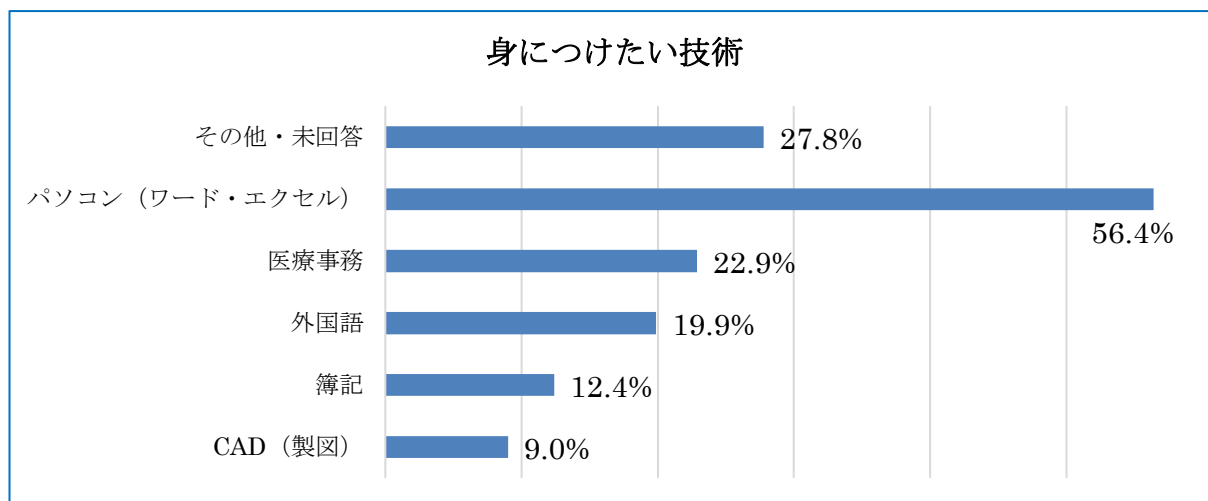
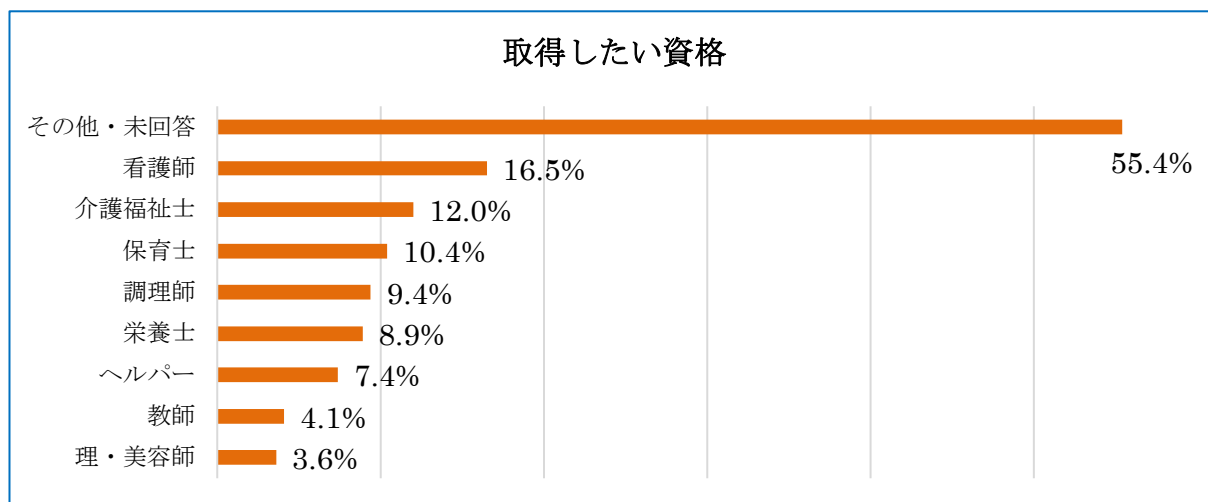
母子家庭では 56.3%、父子家庭では 53.8%が「制度を知らない」で最も多く、寡婦では「利用している・していた」が 41.7%で最も多くなっています。



前回の調査では、母子家庭では「制度を知らない」が 48.8%で最も多く、父子家庭では平成 26 年 10 月から制度が開始されたため調査未実施、寡婦では「制度を知らない」、「利用している・していた」がそれぞれ 31.4%となっています。

⑧ 取得したい資格・身につけたい技術

取得したい資格は①「看護師」、②「介護福祉士」、③「保育士」、身につけたい技術は①「パソコン（ワード・エクセル）」、②「医療事務」、③「外国語」の順となっています。

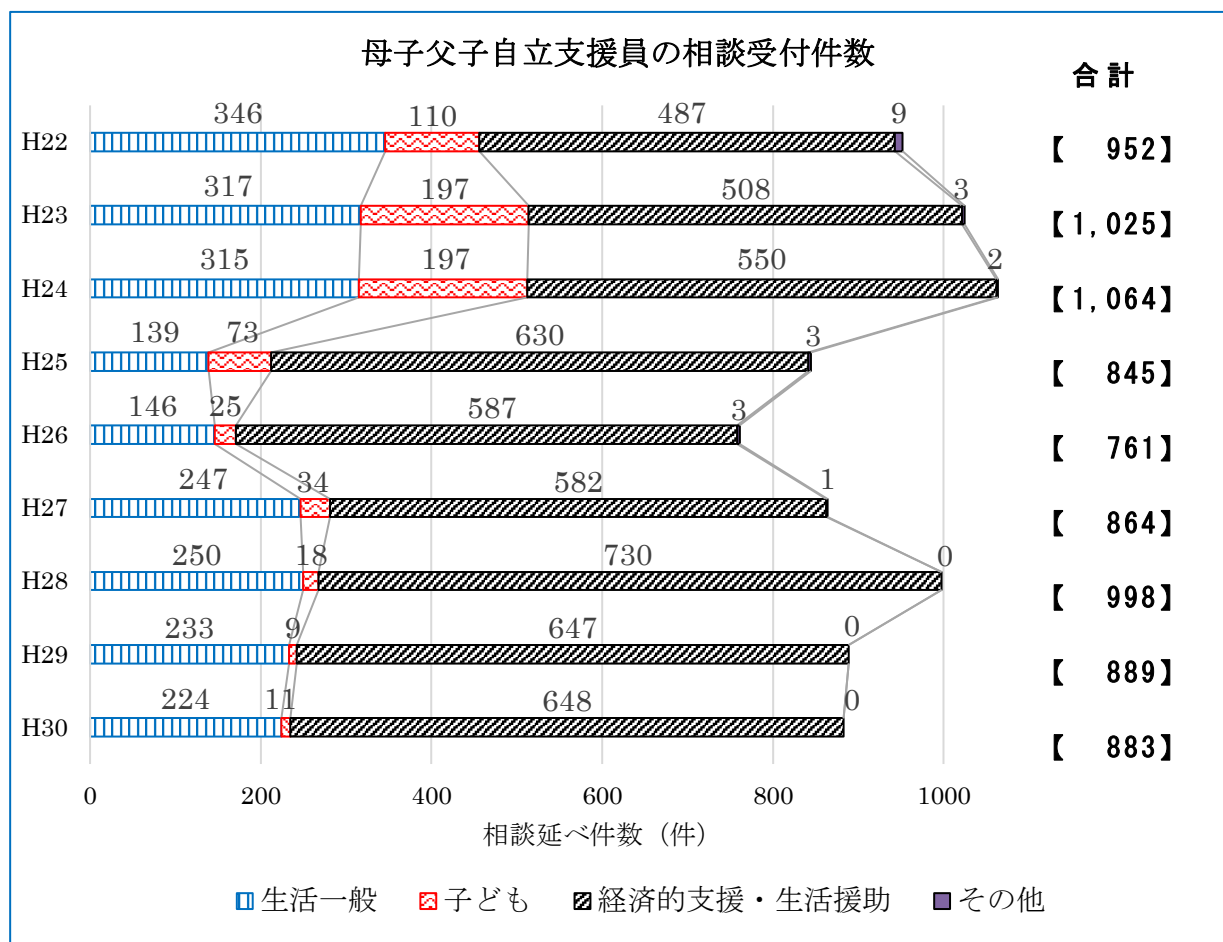


前回の調査では、取得したい資格は①「介護福祉士」、②「看護師」、③「調理師」、身につけたい技術は①「パソコン（ワード・エクセル）」、②「医療事務」、③「外国語」の順となっています。

3 第 2 期 計 画 の 評 価 と 課 題

(1) 相談機能の充実策

ひとり親家庭等における子育てや日常生活などの不安や悩みに対応するため、相談体制を充実させる施策を実施しました。本市では、ひとり親家庭等が抱える問題に対して、就業・経済的支援などの相談は母子父子自立支援員、DV・離婚問題などの相談は女性相談員、子どもの養育・不登校などの相談は家庭相談員というように、それぞれの専門相談員が連携しながら支援しています。

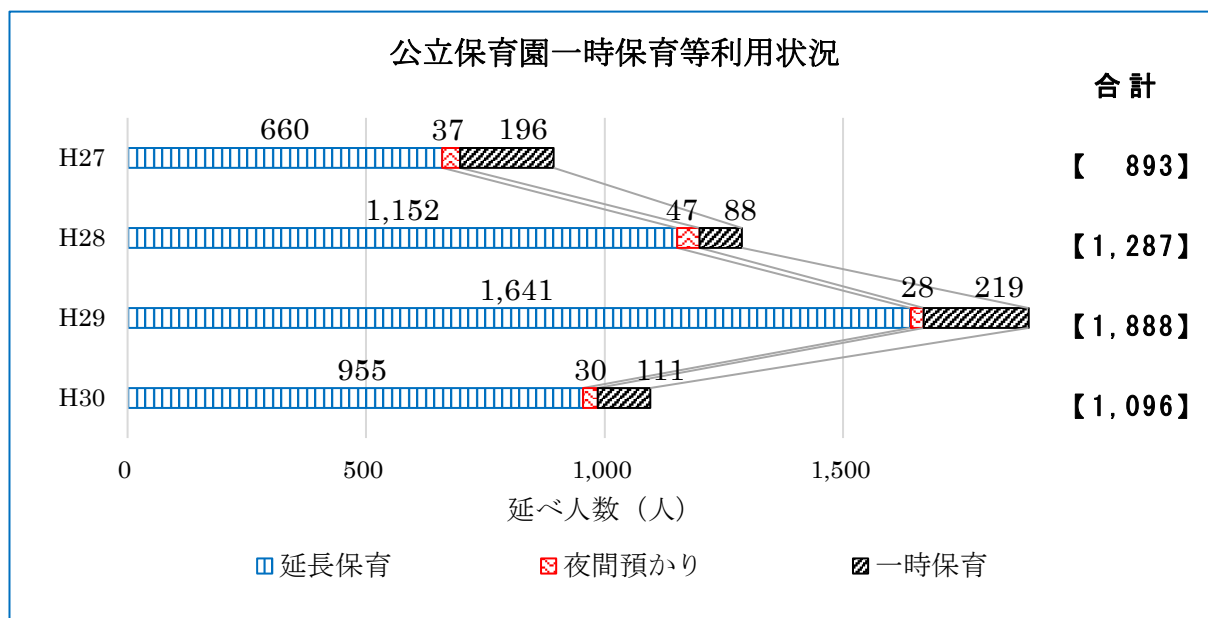


家庭児童相談室のデータより作成

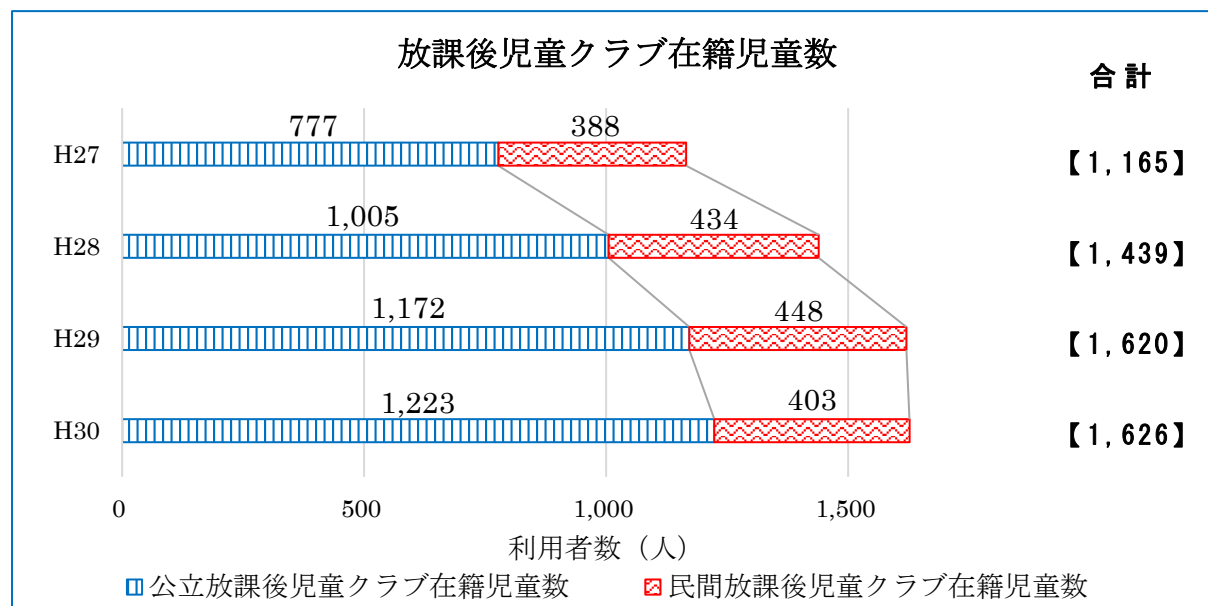
今後もひとり親家庭等への情報提供を充実させ、相談に対しては各相談員が的確に対応できるよう専門性の持続と資質の向上を図るとともに、あらゆるケースに対応できるよう関係機関と連携を強化する必要があります。

(2) 子育て・生活支援策

ひとり親家庭等において、子育てと仕事を両立し、早期自立を目指すため、公立保育所の運営や民間保育所等の支援、放課後児童クラブや多様な保育サービスの充実を図るとともに、家庭の事情を考慮した子育て支援サービスとしてショートステイ等の施策を実施しました。



保育課のデータより作成

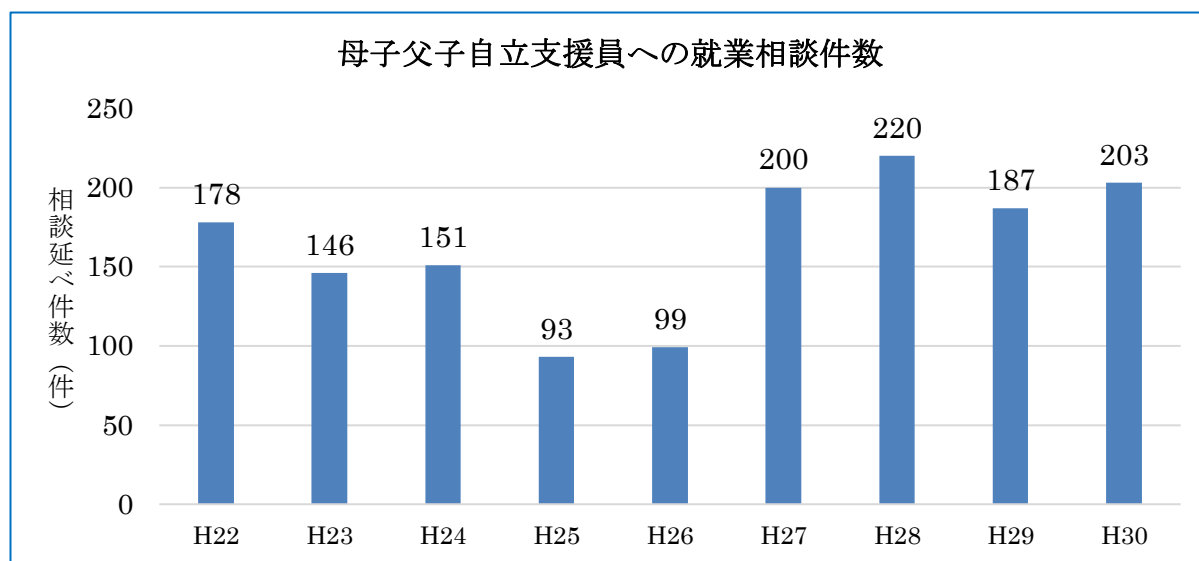


こども課のデータより作成

今後もひとり親家庭等が自立を目指し、安心して子育てと仕事を両立できるよう、子育て・生活支援制度の周知と利用しやすい体制づくりを推進する必要があります。

(3) 就業支援策

ひとり親家庭等、特に母子家庭の母が収入を得て自立した生活を営めるよう家庭状況に応じた就業相談やハローワークと連携した就業支援、職業能力向上のための講習会や資格取得のための研修会等の情報提供を実施しました。また、就業等に必要な資格を取得するための「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「高等職業訓練修了支援給付金」を給付しました。



家庭児童相談室のデータより作成

今後もハローワーク等の関係機関と連携し、就職に有利な専門性の高い資格（看護師、保育士、介護福祉士など）を取得するための支援をより充実させるなど、就業支援制度の周知と利用しやすい体制づくりを推進する必要があります。

(4) 養育費の確保策

子どもの養育は両親の責務であり、離婚等により子どもを直接養育しない親は養育費を支払うことで、経済的にその責務を果たすことになります。養育費について、養育費制度に関する冊子の配布等により、情報提供を行いました。

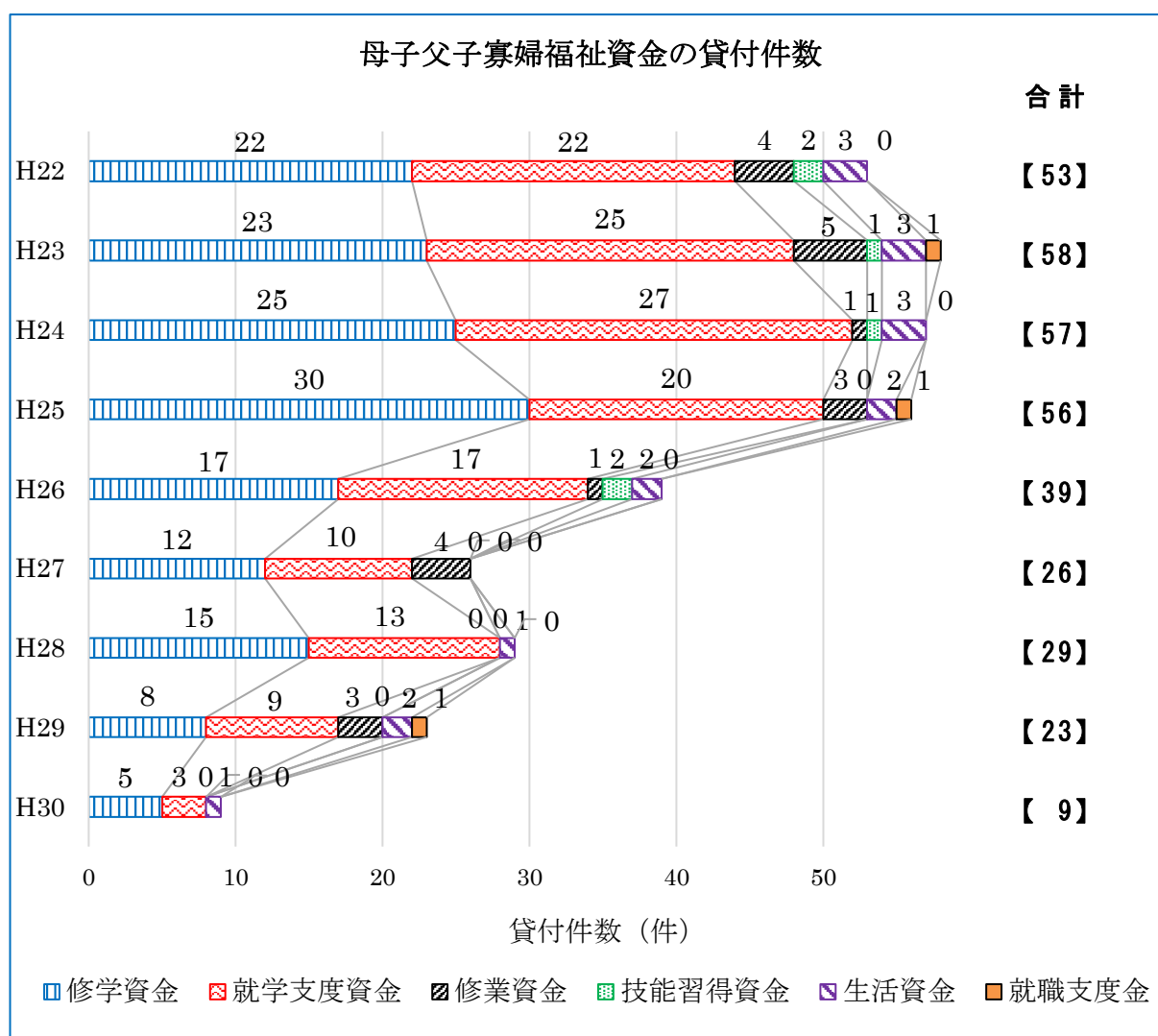
養育費はより専門的な知識を必要とするため、離婚と合わせての相談や弁護士の法律相談を利用する傾向にあります。今後も養育費制度の周知と、弁護士や養育費相談支援センターを含めた相談体制の充実を図る必要があります。

(5) 経済的支援策

ひとり親家庭等の経済的な自立支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成等を実施しました。

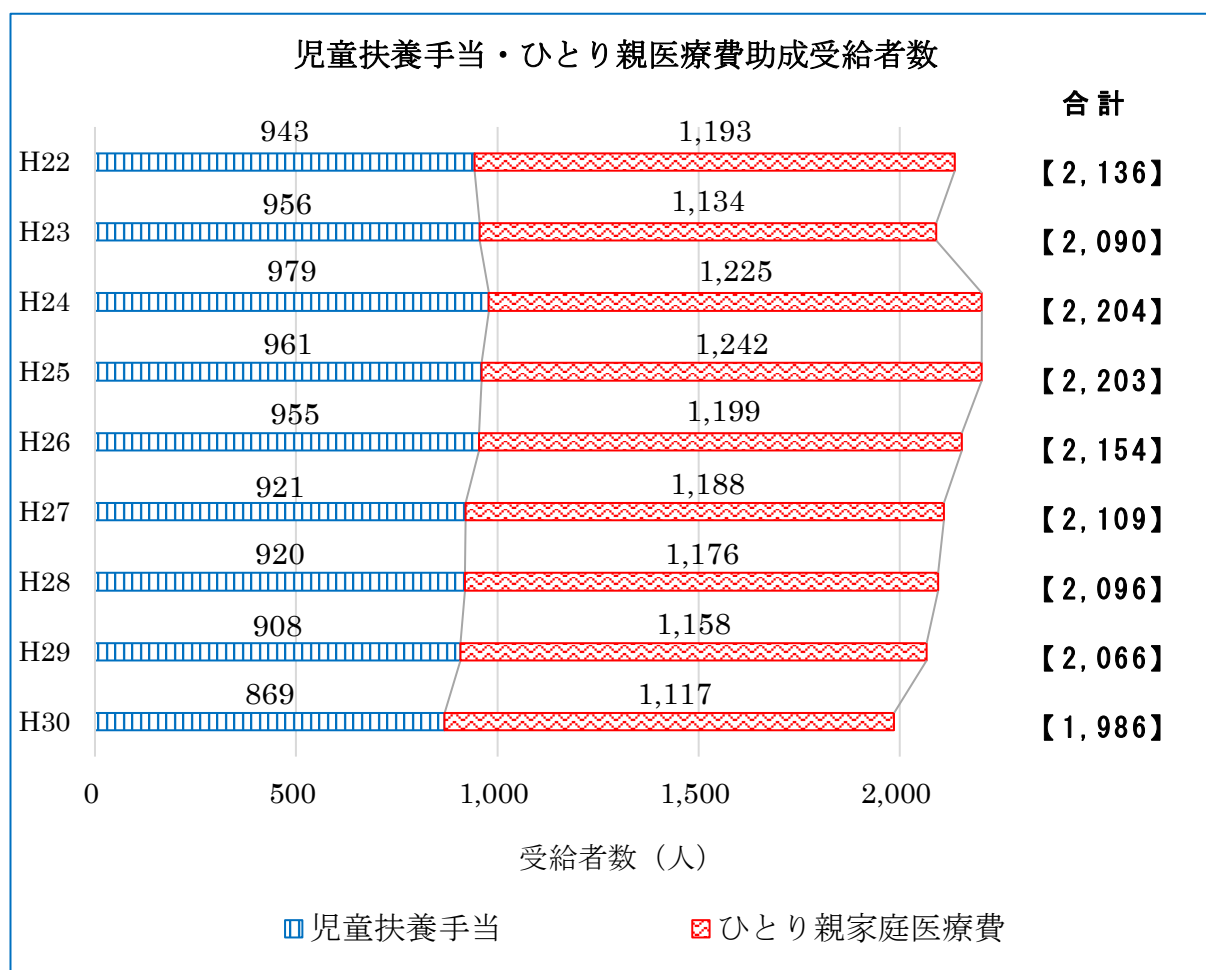
母子父子寡婦福祉資金については、平成 27 年 4 月に違約金の利率を年 10.75% から 5.0% へ引き下げ、28 年 12 月には保証人がいない場合の貸付利率を年 1.5% から 1.0% へ引き下げ、30 年 4 月には修学資金及び就学支度資金の対象に大学院が追加されるなどの改正が行われています。

母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は減少していますが、これは本市だけではなく全国的に見られています。その理由として、日本学生支援機構や日本政策金融公庫、あしなが育英会等の奨学金制度がより充実したことがうかがえます。



家庭児童相談室のデータより作成

児童扶養手当については、令和元年11月から支給回数が年3回から年6回に変わる改正が行われています。



こども課のデータより作成

今後もひとり親家庭等の経済的基盤の安定を図るため、これら経済的支援策の周知・浸透と利用しやすい体制づくりを推進する必要があります。

第 3 章

計画の概要



第 3 章 計画の概要

1 基本理念

『ひとり親家庭等の誰もが安心して暮らすことのできるまち さの』

2 基本目標

基本理念を踏まえ、ひとり親が仕事と子育てを両立し経済的に自立できるよう、また、子どもがその置かれている環境によって左右されることなく心身ともに健やかに成長できるよう、第 2 期計画で掲げた 5 つの目標を継承することで、継続的に施策の充実を図ります。

(1) 相談機能の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係する部署・機関・団体等と連携し、相談機能の充実を図ります。

(2) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等の親が安心して仕事と子育てを両立し、子どもの健やかな成長を望めるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援に向けた各種事業の推進、居住の確保など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

(3) 就業支援の充実

ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援を図ります。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、より良い条件の就職・転職ができるよう支援体制の充実を図ります。

(4) 養育費確保に向けた支援の充実

ひとり親家庭の親が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費に関する相談や啓発活動を推進し、養育費確保に向けた支援体制の充実を図ります。

(5) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進並びに子どもの福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度などの自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付を行い、経済的支援の充実を図ります。

3 体系

《基本理念》

ひとり親家庭等の誰もが安心して暮らすことのできるまち かの

《基本目標・施策》

1 相談機能の充実

- (1) 母子父子自立支援員等による生活・就業相談等の実施
- (2) ひとり親家庭等の福祉施策・制度の情報提供の充実
- (3) 家庭児童相談室の相談機能強化
- (4) 母子父子自立支援員等の資質の向上
- (5) 「子育て世代包括支援センター」の開設

2 子育て・生活支援の充実

- (1) 保育所等優先入所の推進
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) ショートステイ事業
- (5) 公営住宅等入居への配慮
- (6) 母子生活支援施設への入所
- (7) 日常生活支援事業の周知
- (8) 生活困窮者自立相談支援事業の周知
- (9) 「ファミリー・サポート・センターかの」の周知
- (10) ひとり親家庭等の交流推進

3 就業支援の充実

- (1) ハローワーク等との連携による就業支援
- (2) 母子父子自立支援員による就業相談
- (3) 就業支援講習会等の情報提供の推進
- (4) ひとり親家庭等自立支援給付金事業の実施及び周知
- (5) 技能習得資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知
- (6) 起業支援情報の周知

4 養育費確保に向けた支援の充実

- (1) 養育費確保のための広報・啓発
- (2) 養育費確保に向けた情報提供
- (3) 専門相談機関の紹介

5 経済的支援の充実

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知
- (2) 児童扶養手当の支給
- (3) ひとり親家庭医療費の助成
- (4) 遺児手当の支給
- (5) 就学援助
- (6) 優遇制度の周知

第 4 章

施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標 1 相談機能の充実

施策	施策の内容
(1) 母子父子自立支援員等による生活・就業相談等の実施	① 母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等の生活の安定や自立に向けた情報を積極的に提供し、相談にきめ細かに対応します。 ② ひとり親家庭等が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した窓口づくりに取り組みます。 ③ あらゆる相談に対応するために、家庭相談員、女性相談員、地域の民生委員・児童委員等と連携を図ります。また、必要に応じて、その他の機関につながります。 ④ ひとり親家庭等への就業に関する情報提供や就業相談について、ハローワークとの連携を強化します。
(2) ひとり親家庭等の福祉施策・制度の情報提供の充実	① ひとり親家庭等の福祉施策・制度について、ホームページや広報紙、チラシなど多様な媒体により情報提供を行います。 ② 必要な情報を分かりやすく伝えるため、パンフレット「ひとり親家庭等すこやかサポート」の充実を図ります。 ③ ひとり親家庭等が同じ立場の方と交流を深め、親と子がふれあえる場である「佐野市母子寡婦福祉連合会」の情報提供を行います。
(3) 家庭児童相談室の相談機能強化	① 相談に対して、母子父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員が連携し、不安や悩みの解消に取り組めます。
(4) 母子父子自立支援員等の資質の向上	① 母子父子自立支援員等の資質の向上を図るため、各種研修等への参加を促進します。
(5) 子育て世代包括支援センターの開設	① 令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施します。

基本目標 2 子育て・生活支援の充実

施 策	施 策 の 内 容
(1) 保育所等優先入所の推進	①ひとり親が就業や求職活動、職業訓練等を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童の保育所等への入所について、情報提供を行います。
(2) 保育サービスの充実	①ひとり親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育、すこやか保育、病児・病後児保育、夜間預かり保育、一時保育など多様な保育サービスを提供します。
(3) 放課後児童クラブの充実	①昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学校に修学している児童を対象に、放課後、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブを開設し、児童を安全に預かることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援します。
(4) ショートステイ事業	①保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で預かります。
(5) 公営住宅等入居への配慮	①住宅に困窮しているひとり親家庭等に対し、市営・県営住宅への入居について、情報提供を行います。 ②公開抽選が行われる際のひとり親家庭等の優先枠について、情報提供を行います。
(6) 母子生活支援施設への入所	①18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母などが、生活上の諸問題のために何らかの支援・援助が必要な場合に、子どもと一緒に入所できます。 ②施設では、母子に対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援します。
(7) 日常生活支援事業の周知	①ひとり親家庭等日常生活支援事業が活用されるよう、事業の周知を行います。 ②派遣される家庭生活支援員の資質向上を図るため、関係機関が実施する講習会への参加を促進します。 ③家庭生活支援員として、母子家庭の母等の積極的活用を促進します。

(8)生活困窮者自立相談支援事業の周知	①就労、住居、心身その他の事情により、現に経済的に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、事業の周知を行います。 ②相談窓口である佐野市社会福祉協議会との連携を図ります。
(9)「ファミリー・サポート・センターさの」の周知	①子育ての援助をしたい・してほしい方を対象に「ファミリー・サポート・センターさの」の周知を行います。
(10)ひとり親家庭等の交流推進	①ひとり親家庭等の相互の親睦と情報交換のため、「佐野市母子寡婦福祉連合会」が実施する事業を支援します。

基本目標 3 就業支援の充実

施策	施策の内容
(1)ハローワーク等との連携による就業支援	①ひとり親に対する効果的な就業支援を行うために、ハローワーク等と連携し、就業に関する情報やハローワーク等の事業について、情報提供を行います。 ②児童扶養手当の受給者に対して、ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就業支援を行います。
(2)母子父子自立支援員による就業相談	①ハローワーク等の各種支援機関と連携し、就業・能力開発に関する相談を行います。 ②個々の状況に応じたきめ細かな就労・自立支援を図るため「自立支援プログラム」を作成します。
(3)就業支援講習会等の情報提供の推進	①就業に結びつく可能性の高い技能、資格取得のための講習会等の情報提供を行います。 ②円滑な就業準備や転職を支援するため、「栃木県ひとり親家庭福祉連合会」と連携して、巡回相談会を実施します。

(4)ひとり親家庭等自立支援給付金事業の実施及び周知	①ひとり親が適職に就くために必要な教育訓練給付制度の対象講座を受講する際、「自立支援教育訓練給付金」を給付し、受講費用の一部を負担します。 ②就職の際に有利な看護師や保育士、介護福祉士等の資格を養成機関で修学する期間中、生活負担の軽減を図り、資格取得の促進を図るため「高等職業訓練促進給付金」、「高等職業訓練修了支援給付金」を給付します。 ③資格を取得した方に対し、ハローワーク等と連携し、就業に関する情報提供を行います。
(5)技能習得資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知	①県が行う母子父子寡婦福祉資金貸付制度のうち、能力開発を支援する「技能習得資金」や技能習得期間中の生活の安定のための「生活資金」について周知するとともに、貸付に際し能力開発に関する情報提供を行います。
(6)起業支援情報の周知	①県が行う母子父子寡婦福祉資金貸付制度のうち、ひとり親が新たに事業を開始する場合に支援する「事業開始資金」などの周知を行います。 ②事業開始希望者に対し、市が行う「空き店舗活用にぎわい創出事業」などの周知を行います。

基本目標 4 養育費確保に向けた支援の充実

施 策	施 策 の 内 容
(1)養育費確保のための広報・啓発	①離婚届用紙の配布時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などに、養育費確保のためのパンフレットを配布するなど、情報提供を行います。 ②養育費の支払いは、子どもの親として当然の責務であるとの社会的認識が深まるよう、広報紙などで啓発します。
(2)養育費確保に向けた情報提供	①養育費の手続などについて情報提供、相談支援を行い、養育費の確保を支援します。 ②養育費に関するパンフレット等を窓口に配置し、情報提供を行います。

(3) 専門相談機関の紹介	① 養育費の取り決めやその履行確保などの法律に関する問題について、弁護士等による無料法律相談や養育費相談支援センターの情報提供を行います。
---------------	---

基本目標 5 経済的支援の充実

施 策	施 策 の 内 容
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知	① ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の福祉の向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供や相談を行い、適正な貸付業務を実施します。
(2) 児童扶養手当の支給	① 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童（満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども）が心身ともに健やかに生育されることを目的として手当を支給します。
(3) ひとり親家庭医療費の助成	① ひとり親家庭で児童（満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども）を養育している方とその子どもが医療機関に支払った医療費の一部を助成します。
(4) 遺児手当の支給	① 病気や不慮の事故、災害などで両親またはいずれかの親を亡くした児童（満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども）、または養育者に遺児手当を支給します。
(5) 就学援助	① 経済的理由によって、小中学校への就学が困難な児童・生徒に、学用品や給食費、修学旅行費などを支給します。
(6) 優遇制度の周知	① 税の軽減、住民税の非課税、預金利子非課税制度、福祉定期預金制度、JR 通勤定期の割引などがあることを周知し、利用促進を図ります。

第 5 章

計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の広報・啓発

本計画の様々な施策について、市ホームページや広報紙をはじめ、多様な媒体により広報・啓発していくことに努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握・点検し、計画の円滑な推進に努めるとともに、国や県におけるひとり親家庭等への施策動向を注視し、社会・経済情勢等に柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 関係機関との連携・協力

本計画をより有効に推進するため、市の関係部局・公的関係機関・民間団体等がそれぞれの役割を担いつつ、緊密な連携に努めながら施策を展開していきます。

参考資料



参考資料

1 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会設置要綱

佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画（以下「計画」という。）の策定又はその変更を行うため、佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども福祉部長を、副委員長は家庭児童相談室長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども福祉部家庭児童相談室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

社会福祉課長	障がい福祉課長	こども課長	保育課長	健康増進課長
学校教育課長	教育センター所長			

2 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱

佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会設置要綱(令和元年佐野市訓令第10号)第1条に規定する佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会(以下「委員会」という。)が作成した佐野市ひとり親家庭等自立促進計画(以下「計画」という。)の策定又はその変更の原案についての意見を聴くため、佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、委員会が作成した計画又はその変更の原案に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 佐野市母子寡婦福祉連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(2) 民生委員・児童委員

(3) 社会福祉法人佐野市社会福祉協議会の職員

(4) 佐野公共職業安定所の職員

(5) 佐野市母子父子自立支援員

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定される日又は変更される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求

めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、こども福祉部家庭児童相談室において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会委員名簿

No	区分 ※	所属	職名	氏名	備考
1	1号	佐野市母子寡婦福祉連合会	会長	関根 弘子	副委員長
2	〃	〃	会計	柴田 トク	
3	2号	佐野市民生委員・児童委員協議会	理事	小平 武彦	
4	3号	佐野市社会福祉協議会	総務福祉課長	池沢 隆夫	委員長
5	4号	佐野公共職業安定所	総括職業指導官	遠藤 崇司	
6	5号	佐野市家庭児童相談室	母子父子自立支援員	遠藤 富佐子	

※1号委員：佐野市母子寡婦福祉連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

2号委員：民生委員・児童委員

3号委員：社会福祉法人佐野市社会福祉協議会の職員

4号委員：佐野公共職業安定所の職員

5号委員：佐野市母子父子自立支援員

任期：令和元年8月22日～令和2年3月31日

3 関係法令

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

（基本方針）

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 都道府県、市、（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（自立促進計画）

- 第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関

の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 民法（抄）

（扶養義務者）

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

4 計画策定経過

年月日	内容
令和元年6月19日	第1回佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会 ①第3期計画の概要について ②第3期計画の策定スケジュールについて
8月22日	佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会 ①委員委嘱 ②正副委員長選出 ③第3期計画（案）について
10月23日	第2回佐野市子ども・子育て会議 ①第3期計画（案）について
10月24日	第2回佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定庁内委員会 ①第3期計画（案）について
令和2年2月19日 ～3月19日	パブリック・コメントを実施 意見なし

第 3 期 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画

令和 2 年 3 月

発行 佐野市
編集 佐野市こども福祉部家庭児童相談室
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
T E L 0283-20-3002
F A X 0283-24-2708
E-mail kateizidou@city.sano.lg.jp
U R L <http://www.city.sano.lg.jp>